



ひとり親家庭への支援



手当と助成

▲ 児童扶養手当

子育て推進課こども係 ☎38-2045

内容	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
対象	ひとり親家庭・父又は母に重度の障がいがある家庭・父母にかわって児童を養育している養育者 ※所得制限があります。
支給期間	児童が18歳に到達後、最初の3月31日まで(児童に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)
支給月額	所得に応じて、以下の額になります。 児童が1人の場合 43,070～10,160円 児童が2人の場合 53,240～15,250円 児童が3人以上の場合は、3人目以降1人につき6,100～3,050円が加算されます。 ※支給月額は変更になる場合があります。
必要書類	対象者により必要書類が異なるため、事前相談が必要です。

▲ 母子家庭等医療費助成

地域福祉課福祉医療係 ☎38-2076

内容	入院・外来の健康保険が適用される医療費の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。ただし、所得制限があります。
対象	母子家庭の母・父子家庭の父及び母子・父子家庭の子ども又は遺児・父母のいない児童を扶養する配偶者のいない養育者
一部負担金 (自己負担限度額)	入院：(一般)1割負担 月3,200円まで (低所得)1割負担 月1,600円まで 外来：(一般)1日800円まで(月2回) (低所得)1日400円まで(月2回) 自己負担の限度額は、所得の状況等により異なります。 また、中学校3年生までの子どもについては、一部負担金を全額助成する乳幼児等・こども医療費助成制度を適用します。
必要書類	保険証、申請者の本人確認書類等



就労支援

子育て推進課 とも係 ☎38-2045

▲ 自立支援教育訓練給付金

内容	自立を目指して、仕事に必要な資格や技術を身につけるため、教育訓練講座を受講するかたに対し、支払った費用の一部を支給します。
対象	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当受給者と同等の所得水準にあるかた
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働省が指定した教育訓練講座
支給額	支払った費用の6割相当額(年間上限200,000円。最大800,000円。雇用保険の受給資格のある方は教育訓練給付額(2割相当額)と支払った費用の6割相当額との差額) ※支給額が12,000円を超えない場合は支給の対象となりません。
その他	事前相談が必要です。 ※子育て推進課とも係へ申請する前に、直接講座受講のお申込みをされた場合、給付金は支給されません。

▲ 高等職業訓練促進給付金

内容	生活の安定を図るため、就労に役立つ1年以上の修業が必要な資格の取得を目指し、養成機関で訓練を受講しているかたへ、修業期間中に訓練促進給付金を、修了後に修了支援給付金を支給します。	
対象	母子家庭の母又は父子家庭の父で、児童扶養手当受給者と同等の所得水準にあるかた	
対象資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等	
支給額	市民税非課税世帯	訓練促進給付金 月額100,000円(修業期間の最後の12か月は月額140,000円)
		修了支援給付金 50,000円
	市民税課税世帯	訓練促進給付金 月額70,500円(修業期間の最後の12か月は月額110,500円)
		修了支援給付金 25,000円
支給期間	修業期間の全期間(上限4年)	
その他	事前相談が必要です。	

▲ 母子・父子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、ハローワークと連携し就労支援を行います。
子育て推進課とも係で個別面接後、ハローワークで面接、支援メニューの選定及び情報提供を受けます。
希望により母子・父子自立支援員が同行します。再相談にも応じ、支援の継続も行います。

経済的な支援

子育て推進課 とも係 ☎38-2045

▲ JR通勤定期乗車券割引制度

内容	JRの通勤定期乗車券を3割引で購入することができる制度です。
対象	児童扶養手当を受給している世帯の方
必要なもの	①正面上半身の写真(縦4cm×横3cm) ②児童扶養手当証書

▲ 母子父子寡婦福祉資金(貸付)

内容	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している子どもの福祉を増進するため、修学資金・技能習得資金等10種類の貸付があります。
対象	①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦 ④父母のない20歳未満の子ども

母子・父子相談

子育て推進課 とも係 ☎38-2045

内容	母子・父子自立支援員が就労等生活上の悩みや貸付金等の相談に応じます。法律問題に関する相談も専門家におつなぎします。
対象	ひとり親家庭・寡婦
日時	月・水・金曜日 9:00~17:30 木曜日 11:00~17:30 ※事前の予約が必要です。要予約